

高濃度PCB廃棄物の処理手続きについて

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

未
登
録

1 高濃度PCB廃棄物について

page
2 ~ 3

2 高濃度PCB廃棄物の設置箇所・判別方法について

4 ~ 8

3 手続きの流れについて

9

4 登録手続きについて

10

5 中小企業者等の軽減制度について

11 ~ 13

6 処理委託契約について

14

7 収集運搬について

15 ~ 16

8 お問い合わせ先などについて

17 ~ 23

登
録
済

1-1.高濃度PCB廃棄物について

PCB廃棄物の分類・処分

高濃度PCB廃棄物

処分

中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）

低濃度PCB廃棄物

処分

無害化処理認定事業者 又は
特別管理産業廃棄物処分業者

高濃度PCB廃棄物とは

- ・ PCB原液が廃棄物となったもの
- ・ PCBを含む油が廃棄物となったもののうち、これに含まれている**PCBの割合が0.5%を超えるもの**
- ・ PCBが塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもののうち、**PCBの濃度が1kgあたり5,000mgを超えるもの**

高濃度PCB廃棄物の代表的な例



トランス



コンデンサ



安定器



感圧複写紙



汚泥

2-1. 高濃度PCB廃棄物の設置箇所・判別方法について

トランス類、コンデンサ類

トランス類・コンデンサ類は、キュービクル、配電盤周りなどに設置されています。
まず、銘板の記載内容を確認してください。

メーカー・型式・製造年月・表示記号等（不燃性油、AF式、DF式、シバノール等）

日本電機工業会HPにより確認
 又は
 メーカー窓口へ問い合わせる



日本電機工業会の下記URLをご参照ください。

https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/pcb_hanbetsu.html

銘板の型式等で判別不可の場合、分析会社へ「PCB濃度分析」を依頼してください。



使用中は感電の恐れがあり大変危険です。電気主任技術者等の指示・指導等に従って下さい。

2-2.高濃度PCB廃棄物の設置箇所・判別方法について

安定器その1

PCB使用安定器を使用した照明器具
(昭和32年1月～昭和47年8月までに製造された、以下の器具の一部に使用)



日本照明工業会HPより

蛍光灯器具は、磁気式安定器が対象です。インバータ（電子）式安定器には、PCBは使用されておりません。また、一般家庭用の蛍光灯器具にはPCBは使用されておりません。

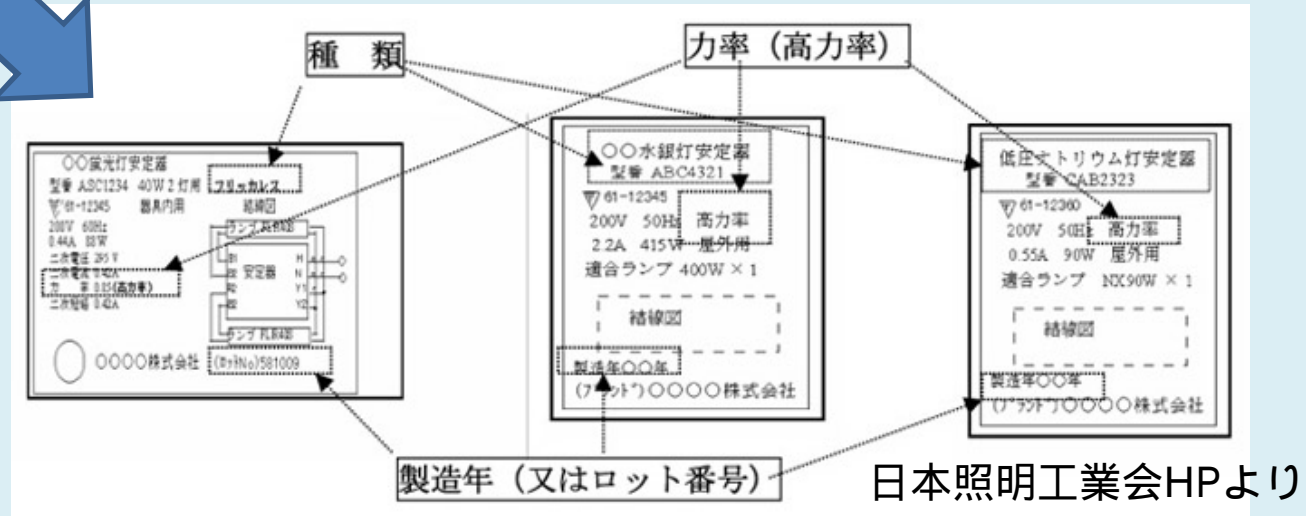
日本照明工業会の下記URLをご参照ください。
<http://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>

2-3.高濃度PCB廃棄物の設置箇所・判別方法について

安定器その2

< PCB使用安定器の判別方法 >
まず、ラベルの内容を確認してください。
 メーカー・種類・力率・製造年月など

日本照明工業会HPで確認する
 又は
 メーカー窓口へ問合わせる



< コンデンサの取り外し >
 PCB使用安定器であっても、コンデンサが充填材（アスファルト又は樹脂）で固定されていない「コンデンサ外付け型安定器」で、膨張、腐食、油にじみがないことが目視で確認できる場合には、コンデンサを取り外すことができます。

2-4.高濃度PCB廃棄物の設置箇所・判別方法について

安定器その3

保管中の廃安定器の中には、PCBを使用していない廃安定器が混在している事例が多数見られます。2～3割がPCBを使用していない廃安定器であったという事例も多く、PCB使用・不使用の分別等は処理費用の削減に大きな効果を発揮する可能性があります。

廃安定器を保管している皆さま方には、ぜひとも分別等の作業を実施していただくことをお勧めします。

PCB使用・不使用の分別等を委託する場合は、弊社のHPをご参照ください。

<http://www.jesconet.co.jp/customer/bunbetsusokushin.html>



分別作業



PCB含有のコンデンサ部分の取り外し作業

2-5.高濃度PCB廃棄物の設置箇所・判別方法について

安定器発見事例

- ・照明更新の際に発見された。

照明をLED照明に切り替える際に発見されることがあります。

- ・照明器具内に残っているのが発見された。

直管LEDランプに交換している場合、器具内に古い安定器がそのまま残っていることがあります。



器具内に古い安定器が残っている例

- ・天井裏や壁際から発見された。

安定器が天井裏や工場等の壁際に設置されている場合、見逃すことがあるので注意が必要です。

- ・建屋工事の際に発見された。

施設耐震工事の際に発見されることがあります。

- ・エレベーターから発見された。

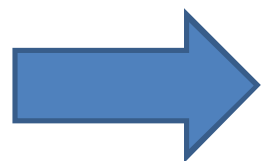
エレベーター照明にも安定器は使われています。



工場等の壁際に設置されている例

建物由来で探すことが重要です。

建物を建築した時期が**昭和52年（1977年）3月以前**の場合は、安定器にPCBが含まれている可能性がありますので、調査の参考にしてください。



3 . 手続きの流れ



保管者様

JESCO

登録申請

機器登録* (3kg以上のトランス類・コンデンサ類、PCB油類) 又は
搬入荷姿登録 (安定器、3kg未満の小型電気機器、感圧複写紙、ウエス等)

登録受付

*ご使用中でも登録可能

登録確認書の送付

処理契約手続きのご連絡

軽減申請

中小企業者等軽減制度申請 (対象となられる方のみ)

受付

中小企業者等軽減制度 審査結果の通知 (対象となられる方のみ)

結果通知

*軽減制度の適用の可否については、当社及び(独)環境再生保全機構が審査を行います。

処理契約

処理委託契約*

契約締結

処理委託契約

処理契約

*JESCOが準備、送付します。

運搬契約

収集運搬委託契約*

収集運搬事業者

*お客様が直接ご契約

御請求書

請求

お支払

ご入金

入金確認

搬出

運搬

搬入

中間処理完了「マニフェストD票・E票」送付

処分

4.登録手続きについて

処理委託にあたっては、P C B 特措法の届出とは別に、J E S C O への登録が必要です。

トランス類・コンデンサ類
(共に3kg以上)など

機器等登録

P C B 機器等登録申込書 (総括表)
P C B 機器等調査票
保管場所、P C B 機器等の写真
を弊社登録担当までご郵送下さい。

「機器等登録」は、ご使用中でも登録可能です。機器の詳細が不明でも受付可能ですので、まずは登録をお願いします。

**使用中は感電の恐れがあり大変危険です。
電気主任技術者等の指示・指導等に従って下さい。**

安定器、感圧複写紙、ウエス、
小型電気機器 (3kg未満)、その他汚染物など

搬入荷姿登録

搬入可能な容器 (ドラム缶又はペール缶) に
保管の上、
搬入荷姿登録申込書 (総括表)
搬入荷姿登録調査票
保管場所、状況、重量実測風景の写真
を弊社登録担当までご郵送下さい。

「搬入荷姿登録」が難しい場合には、「予備登録」も可能です (契約までに「搬入荷姿登録」への移行が必要)。使用中の安定器等でも予備登録は可能ですので、まずは登録をお願いします。

5-1. 中小企業者等の軽減制度について

1. 概要

中小企業者等に該当する保管事業者のPCB廃棄物処理費用を軽減。申請に基づき、独立行政法人環境再生保全機構が運用するPCB廃棄物処理基金からの助成金及び国からの国庫補助金による費用負担軽減措置を適用。

2. 対象PCB廃棄物

トランス類
コンデンサ類
PCB油
安定器等・汚染物
保管容器

3. 軽減率（平成26年4月より改定）

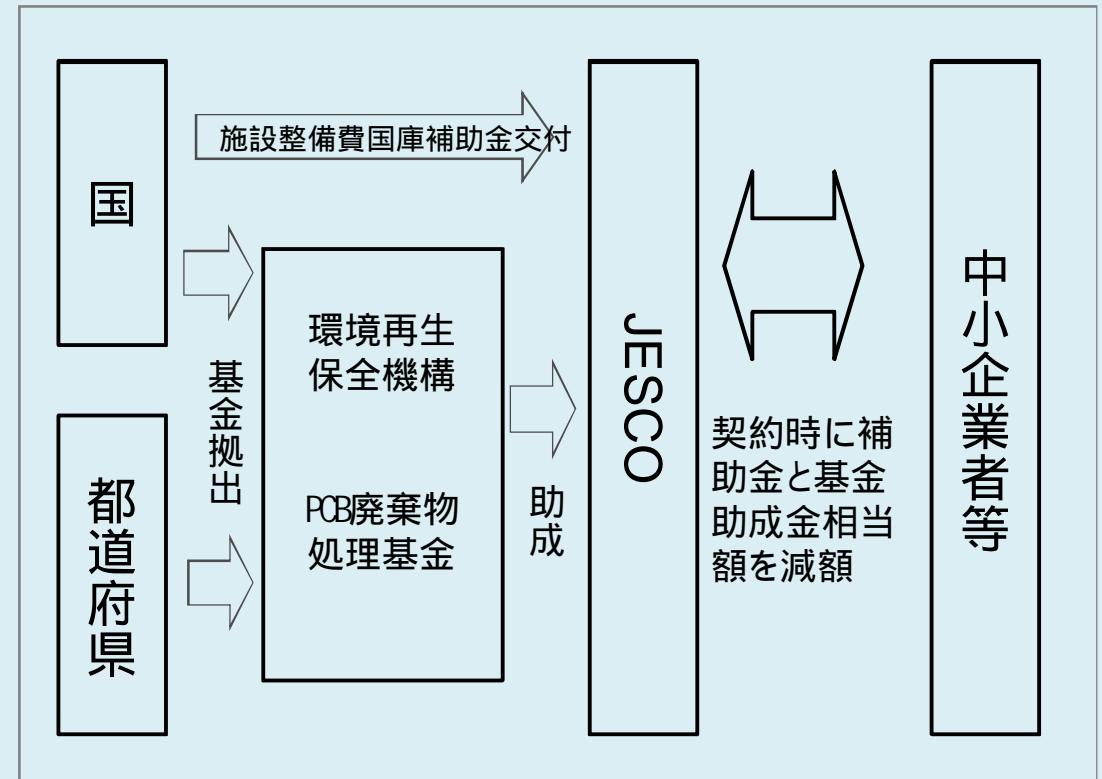
会社
個人事業主
中小企業団体等
法人
(従業員数が100名以下)

処理料金の
70%軽減

個人
破産手続中の法人

処理料金の
95%軽減

早期登録(5%軽減)と併用できる。



軽減制度の対象となる方

処理委託契約の締結時において、(1)～(6)のいずれかに該当していること。

(1) 次表において業種ごとにA又はBの基準を満たす会社

ただし、大企業者(下の表において、A、Bの基準をいずれも超えている会社)が保有する株式数又は出資額が、貴社の発行済株式総数又は出資の総額の1/2以上を占めている会社(みなし大企業者)

は大企業者としてみなされ、対象外となります。また、みなし大企業者による貴社の発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係*がないこと。貴社と大企業者との相互間の発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係*がないことも条件となります。

*完全支配関係とは発行済株式又は出資(自己が有する自己の株式又は出資を除く。)の全部を直接又は間接に保有する関係をいいます。

主たる業種	A 資本金又は出資の総額	B 常時使用する従業員数
製造業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
その他	3億円以下	300人以下

(2) 前表において業種ごとにBの基準を満たす個人事業主

(3) 次の中小企業団体等

- ・ 中小企業団体の組織に関する法律に規定する中小企業団体(事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会)
- ・ 特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、その直接又は間接の構成員の2/3以上が(1)のいずれかに該当する者であるもの(農業協同組合、漁業協同組合等)

(4) 法人

常時使用する従業員の数が100人以下の法人。
会社、中小企業団体を除く

(5) 個人

- ・ 事業者が解散又は事業の廃止により事業者でなくなった後に交付の対象となるPCB廃棄物を保管することとなった個人
- ・ 何らかの理由で、PCB廃棄物を保管することとなった個人(個人事業主を除く)

(6) 破産手続き中の法人

お問い合わせ先 中間貯蔵・環境安全事業(株) PCB処理営業部「中小軽減窓口」
TEL: (フリーダイヤル) 0120-808-534
〒105-0014 東京都港区芝1-7-17 住友不動産芝ビル3号館3階

6 . 処理委託契約について

お客様と弊社との間で、処理委託契約を締結します。

トランス類、コンデンサ類については、改正PCB特別措置法により、原則として、**北九州事業エリア**においては**平成29年度末**、**大阪事業エリア**においては**平成32年度末**、**豊田事業エリア**、**東京事業エリア**、**北海道事業エリア**においては、**平成33年度末**までに処分を委託することが義務づけられました。

安定器等・汚染物については、同様に、**北九州事業エリア**、**大阪事業エリア**、**豊田事業エリア**においては**平成32年度末**、**東京事業エリア**、**北海道事業エリア**においては、**平成34年度末**までに処分を委託することが義務づけられました。

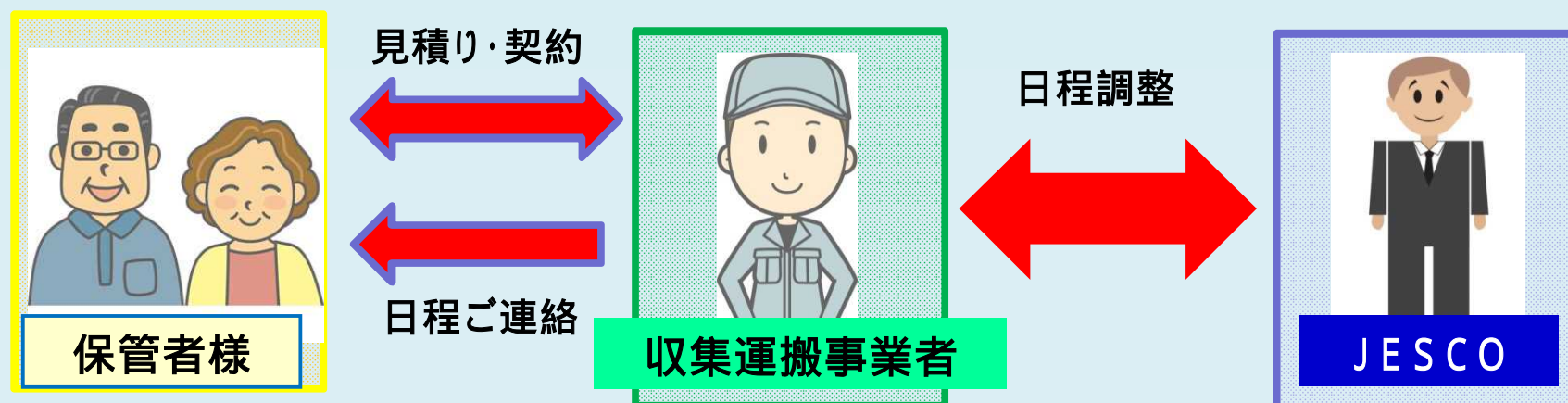
中小軽減の対象となる方は、審査結果が出てからの契約締結となります。審査結果の有効期間は、**通知の日から90日間**です。この期間中に弊社との処理委託契約の締結が必要です。

契約締結時点で処理対象物を確定させるため、使用中の機器がある場合、PCB使用機器かどうかの調査は計画的に進めてください。

7-1 . 収集運搬について

お客様が、JESCO各事業所ごとに施設への入門を許可された収集運搬事業者の中から、収集運搬事業者を **決められ**、収集運搬委託契約を **直接締結** してください。

収集運搬事業者が決まりましたら、JESCO担当者まで収集運搬事業者名を御連絡下さい。



各事業所にPCB廃棄物を搬入できる収集運搬事業者については、下記URLをご覧ください。

(北九州事業所)

<http://www.jesconet.co.jp/facility/kitakyushu/acceptance/pdf/kitakyushuushuunlist.pdf>

(大阪事業所)

<http://www.jesconet.co.jp/facility/osaka/acceptance/pdf/osakashuungaisha.pdf>

(豊田事業所)

<http://www.jesconet.co.jp/facility/toyota/acceptance/pdf/toyotashuungaisha.pdf>

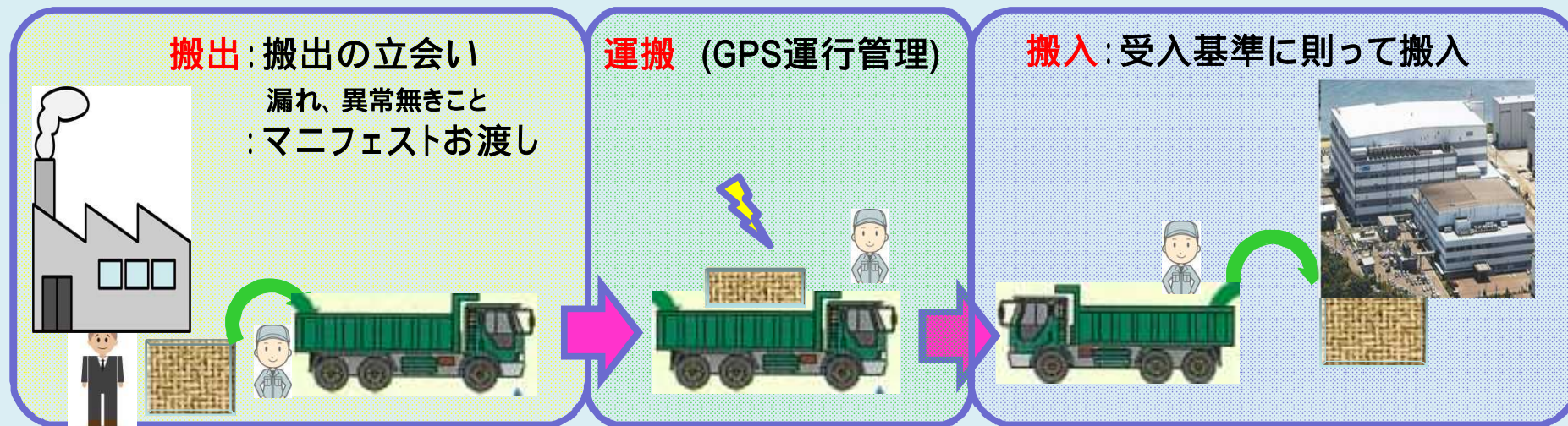
(東京事業所)

<http://www.jesconet.co.jp/facility/tokyo/acceptance/pdf/tokyoshuungaisha.pdf>

(北海道事業所)

<http://www.jesconet.co.jp/facility/hokkaido/acceptance/pdf/hokkaidoshuungaisha.pdf>

収集運搬の流れは、下記の通りです。



多くの保管者様の高濃度PCB廃棄物をまとめて運搬することで、運搬費用の削減を図ることができます。そのため、エリアごとに重点的、集中的に搬入する期間を決めて搬入を行っている場合があります。詳しくは各事業所営業課までお問い合わせ下さい。

8-1.お問い合わせ先などについて

お問い合わせ先

1 「登録」に関する窓口

〒105-0014
東京都港区芝1丁目7番17号（住友不動産芝ビル3号館3階）

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
PCB処理営業部 登録担当宛

Tel 03-5765-1935 Fax 03-5765-1923

2 「中小企業者等軽減制度」に関する窓口

〒105-0014
東京都港区芝1丁目7番17号（住友不動産芝ビル3号館3階）

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
PCB処理営業部「中小企業者等軽減制度窓口」担当宛

Tel 03-5765-1920 ・ 0120-808-534 Fax 03-5765-1923

8-2.お問い合わせ先などについて

お問い合わせ先

3

「処理時期・契約関係」に関する窓口
(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)

< 中国・九州(沖縄県を含む) >

〒802-0001

福岡県北九州市小倉北区浅野3丁目8番-1 AIMビル8階

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

北九州PCB処理事業所(小倉オフィス(営業課))

Tel 093-522-8588 Fax 093-522-8590

< 四国 >

〒552-0007

大阪市港区弁天1丁目2番30号 オーク4番街プリオタワーオフィス7階702号

北九州PCB処理事業所(四国担当(営業課))

Tel 06-6575-5580 Fax 06-6575-5586

8-3. お問い合わせ先などについて

お問い合わせ先

4

「処理時期・契約関係」に関する窓口
(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

< トランス類・コンデンサ類 >

〒552-0007

大阪府大阪市港区弁天1丁目2番30号 オーク4番街プリオタワーオフィス7階701号

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪PCB処理事業所 弁天事務所 (営業課)

TEL 06-6575-5575 FAX 06-6575-5576

< 安定器等・汚染物 >

〒552-0007

大阪府大阪市港区弁天1丁目2番30号 オーク4番街プリオタワーオフィス7階702号

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
北九州PCB処理事業所 営業課 (近畿・東海エリア分室)

TEL 06-6575-5585 FAX 06-6575-5586

8-4.お問い合わせ先などについて

お問い合わせ先

5

「処理時期・契約関係」に関する窓口
(岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)

<トランス類・コンデンサ類>

〒471-0853
愛知県豊田市細谷町3丁目1番地1

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
豊田PCB処理事業所

TEL 0565-25-3405 FAX 0565-24-0543

<安定器等・汚染物>

〒552-0007
大阪府大阪市港区弁天1丁目2番30号 オーク4番街プリオタワーオフィス7階702号

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
北九州PCB処理事業所 営業課(近畿・東海エリア分室)

TEL 06-6575-5585 FAX 06-6575-5586

8-5.お問い合わせ先などについて

お問い合わせ先

6

「処理時期・契約関係」に関する窓口
(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)

<トランス類・コンデンサ類>

〒105-0014

東京都港区芝1丁目7番17号(住友不動産芝ビル3号館3階)

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
東京PCB処理事業所 営業課

TEL 03-5765-1927 FAX 03-5765-1908

<安定器等・汚染物>

〒105-0014

東京都港区芝1丁目7番17号(住友不動産芝ビル3号館3階)

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
北海道PCB処理事業所 東京事務所(営業課)

TEL 03-5765-1197 FAX 03-5765-1908

8-6. お問い合わせ先などについて

お問い合わせ先

7

「処理時期・契約関係」に関する窓口

(北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、
栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県)

<北海道>

〒050-0087

北海道室蘭市仲町14番地7

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
北海道PCB処理事業所

TEL 0143-23-7007 FAX 0143-22-3001

<北海道以外の15県>

〒105-0014

東京都港区芝1丁目7番17号 (住友不動産芝ビル3号館3階)

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
北海道PCB処理事業所 東京事務所 (営業課)

TEL 03-5765-1197 FAX 03-5765-1908

8-7. お問い合わせ先などについて

JESCOホームページ

「JESCO」または「中間貯蔵・環境安全事業」と入力されご検索下さい。



The screenshot shows the JESCO homepage with the following elements:

- Header:** JESCO logo and name, with the tagline "Japan Environmental Storage & Safety Corporation". A search bar with "Google カスタム検索" and a "検索" button is present.
- Navigation:** A menu bar with links for "PCB廃棄物を保管されている方へ", "全国5PCB処理事業所のご案内", "会社情報", "PCB廃棄物処理事業について", and "中間貯蔵事業について".
- Main Content:**
 - Left Column (Yellow background):** "PCB廃棄物の処理を進めています。" (We are advancing PCB waste processing.) with an illustration of a container. Below, it states that registration of equipment is required for processing and provides links for "お申し込み方法はこちら" and "ダウンロードはこちら".
 - Right Column (Dark Blue background):** "中間貯蔵事業が始まります。" (Intermediate storage business begins.) with a "再生 福島" (Revival Fukushima) logo.
- Bottom Section:** Four icons representing different services: a truck, a container, a recycling symbol, and a hard hat with a plus sign.